

議案乙第1号

後期高齢者医療保険料の急激な上昇抑制に向けた
後期高齢者医療財政安定化基金の活用を求める意見書について

このことについて、別紙意見書を岡山県へ提出されるよう、総社市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和8年3月19日提出

総社市議会議長 三宅啓介様

提出者

総務生活委員会委員長 小西利一

提案理由

年金を主な収入とする後期高齢者医療制度の被保険者にとっては、近年の物価高騰に加えて、過去最大幅の保険料の上昇により保険料負担が大きくなり、必要な医療の受診控えとなることも考えられ、重症化し医療費の増大につながる懸念されるため、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり岡山県に対し意見書を提出しようとするものである。

提出先 岡山県

後期高齢者医療保険料の急激な上昇抑制に向けた
後期高齢者医療財政安定化基金の活用を求める意見書

令和8年2月19日開会の岡山県後期高齢者医療広域連合議会において、令和8・9年度の後期高齢者医療保険料の大幅な上昇案が提示されたが、被保険者に及ぼす大きな影響に鑑み、会期が延長され、さらなる審議が必要とされたところである。

今回の保険料改定に当たり、岡山県後期高齢者医療広域連合は県内市町村の意見を踏まえ、急激な保険料の上昇を抑制するため、岡山県に後期高齢者医療財政安定化基金を活用するよう要望してきているが、これまでのところ、県と広域連合との協議では、財政安定化基金の活用が認められていない。

国は、令和7年3月13日の全国高齢者医療主管課長会議において、都道府県と広域連合が連携して財政安定化基金の特例交付を行うことで、保険料の上昇を抑制するよう推奨しており、また、県は令和2・3年度の保険料改定以降、4・5年度、6・7年度と3期にわたって保険料抑制財源として、それぞれ10億円の財政安定化基金の活用に同意してきた実績もある。

年金を主な収入とする後期高齢者医療制度の被保険者にとっては、近年の物価高騰に加えて、過去最大幅の保険料の上昇により保険料負担が大きくなり、必要な医療の受診控えとなることも考えられ、重症化し医療費の増大につながる懸念される。

県においては、この財政安定化基金の原資の3分の1が被保険者の保険料を財源として広域連合から拠出されたものであることを十分に考慮いただき、県民全体の約5分の1を占める後期高齢者の置かれた現下の厳しい状況の中、急激な保険料の上昇を抑制するために、是非とも財政安定化基金を活用されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年3月19日

総社市議会議長 三宅啓介